

報告事項 1

徳島県奨学金の返還に係る「民間事業者 を活用した取組」について

徳島県教育委員会学校政策課



民間事業者を活用した取組について

平成27年12月

徳島県奨学金の返還に係る未収金削減検討会議

1 趣旨

徳島県奨学金の未収金削減に向け、これまで「文書・電話・訪問」による督促や「未収金対策チーム」の設置、「未収金削減強化月間」の設定、「法的措置」などの種々の取り組みにより、「未収金額」「滞納者数」の抑制に一定の効果があったが、依然として増加の傾向は変わらない状況にある。

このため、新たな未収金削減対策として、「民間事業者」を活用した取組について、保護者・弁護士・銀行・学校関係者等による検討を行ったものである。

2 未収金等の現状

徳島県奨学金は、昭和41年に大学生を対象に「育英奨学金」として制定し、平成14年度に高校生・高専生を対象に加えた現在の奨学金制度となり、平成17年からは国の行政改革に伴い、国は大学生・専門学生等の、都道府県は高校生の奨学制度の充実を図るという役割が明確化された。

貸与は、平成22年度に導入された「授業料無償化」等により、平成21年度をピークに減少傾向にあるが、厳しい経済状況などにより、未収金が増加しており、平成26年度末には1億1千万円を超える状況となっている。

【未収金の状況及び主な未収金削減の取組】 (H27.3.31現在)

年度	貸与状況(千円、人)		滞納状況(千円、人)		主な未収金削減の取組
	貸与額	貸与者数	滞納額	滞納者数	
20	368,193	1,258	36,398	305	(20)～電話等の督促強化
21	391,708	1,371	42,425	438	(21)～対策チーム・督促強化月間等
22	348,399	1,294	54,815	568	(22)～初回未納者への督促強化
23	304,041	1,187	70,476	659	(23)～貸付月額の選択制導入等
24	245,583	1,003	84,579	739	(24)～法的措置の導入
25	191,232	819	97,019	840	(25)～督促強化月間の拡大
26	135,312	593	110,861	933	(26)～

3 方針

経済情勢は緩やかな回復傾向にあり、高校授業料の負担もほぼない状況にあるが、奨学金へのニーズは依然として高い水準にあることから、今後の未収金も増加傾向が想定される。

奨学金の返還金は、次代の生徒への貸付金の原資であり、将来にわたり徳島県奨学金を持続可能なものとし、全ての生徒に修学機会を確保するため、長期療養や生活困窮など、返還することが極めて困難な者への配慮のもと、再三の指導にもかかわらず返還をしない「長期滞納者」について、「債権回収会社（サービサー）」を効果的・効率的に活用し未収金の削減を図る。

4 具体的な取組

(1) サービサーへの委託

- ①委託対象 長期滞納者（概ね1年以上入金がない者を基本とする。）
(長期療養等で返還が極めて困難なことが明らかな者は除く)
- ②督促対象 奨学生本人及び連帯保証人とする。
- ③その他 平成28年度においてサービサーへの委託を開始するものとし、返還者等への事前周知を行う。

【サービサーの全国導入状況（全国調査より）】

サービサーへの委託		21団体 委託済(※)	10団体 検討中	13団体 検討なし
※内 容	委 託 対 象	⑦ 1年以上入金がない	⑤ 6月以上入金がない	⑨ その他
	督 促 対 象	⑪ 本人・連帯保証人(保証人)	① 本人・保護者	③ その他

(2) 返還者等への周知

サービサーへの委託について返還者・滞納者等に周知する。

- ①返還者、滞納者等への通知の実施
- ②県HPや募集・返還の手引きにおける案内
- ③返還猶予制度（長期療養や生活困窮）の周知 など

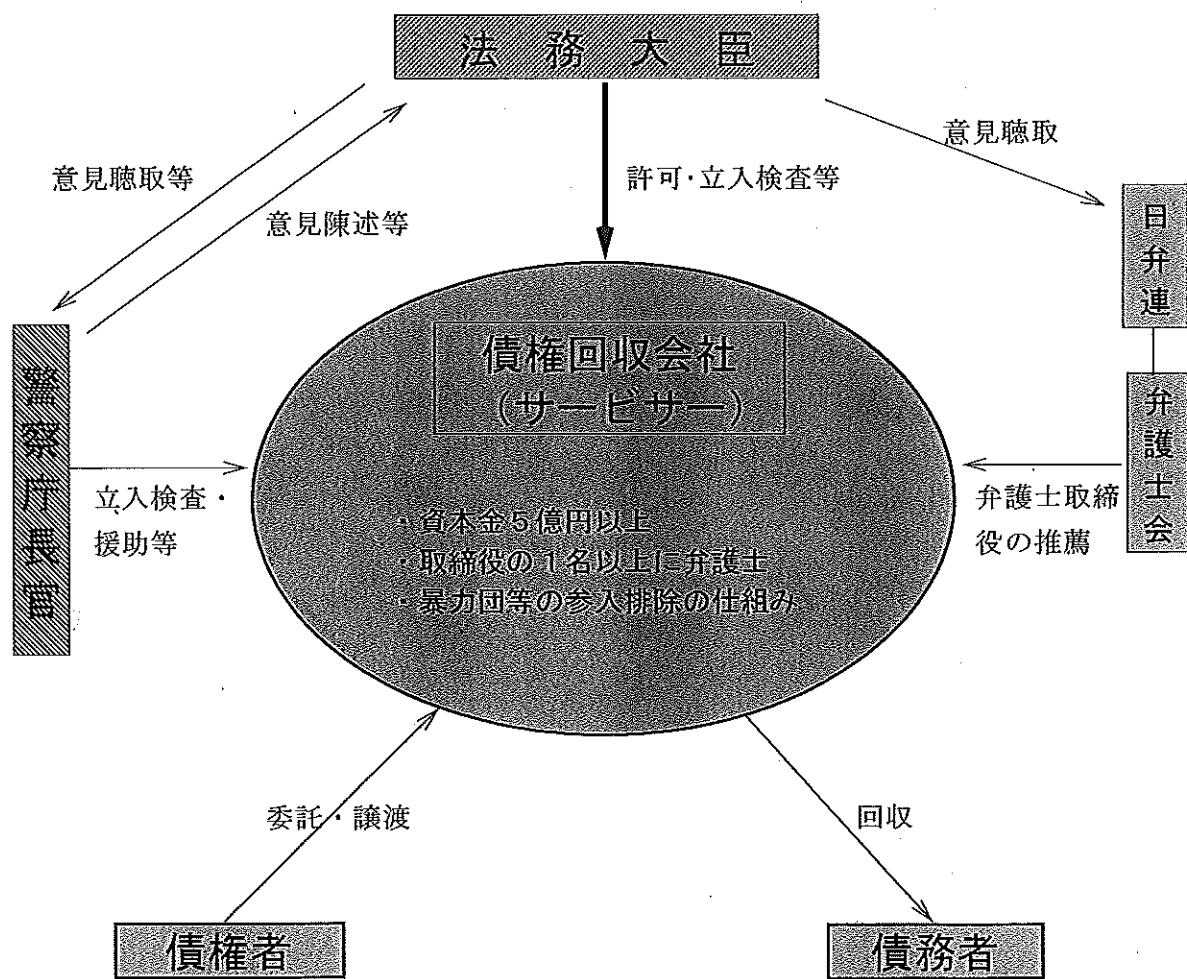
【参考】

債権回収会社（サービサー）とは

債権回収会社（サービサー）とは、金融機関等から委託を受けまたは譲り受け、特定金銭債権の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者。

国会において、いわゆる民間サービサー制度の創設を内容とする「債権管理回収業に関する特別措置法」が議員立法により可決成立し、平成10年10月16日に公布された。

債権管理回収業に関する特別措置法の仕組み



法務大臣による許可においては、5億円の最低資本金、暴力団員等の関与がないこと、常務に従事する取締役の1名以上に弁護士が含まれていることなどが要件とされています。

暴力団員等の関与の有無については、法務大臣が警察庁長官に意見聴取するものとされ、暴力団員等の排除が徹底されています。取締役である弁護士の適格性については、法務大臣が日本弁護士連合会の意見を聴取することとされ、適格な弁護士が取締役として内部から債権回収会社（サービサー）の業務全般の適正を監督する仕組みが作られています。

